

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年5月16日(2025.5.16)

【公開番号】特開2025-61808(P2025-61808A)

【公開日】令和7年4月11日(2025.4.11)

【年通号数】公開公報(特許)2025-066

【出願番号】特願2025-10896(P2025-10896)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月8日(2025.5.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の抽選の結果に基づいて特典を付与する遊技機であって、

画像を表示可能な画像表示手段と、

該画像表示手段にて行われる演出に関する表示を制御することが可能な演出制御手段と、  
遊技者が操作可能な特定操作手段と、を備え、

前記演出制御手段は、

前記特典の付与可能性がないときに行われる特定演出と、

前記特典の付与可能性があるときに行われる特別演出と、を行うことが可能であり、

30

前記特定演出が開始される以前に前記特定操作手段が操作されなかった場合には、特定時期に前記特定演出の実行を開始し、

前記特定演出が開始される以前に前記特定操作手段が操作された場合には、前記特定操作手段が操作されなかった場合に比べて前記特定演出の実行開始が遅延し得るものであって、

前記特定演出が実行されているなかで前記特定操作手段が操作された場合には、実行されている前記特定演出を終了させることが可能であり、

前記特別演出が実行されているなかで前記特定操作手段が操作された場合には、実行されている前記特別演出を終了させることなく継続させることが可能であり、

さらに、前記特定演出が行われている状況で前記特定操作手段が操作され、該特定操作手段の操作に基づいて前記特定演出が終了されたのちに前記特定演出が再び実行される場合には、該再び実行される前記特定演出は、前記特定操作手段が操作されたことに基づいて終了した時点から再開されるものでなく、最初から実行されるように構成されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

40

50

従来、始動口に遊技球が入賞したことに基づいて大当たりとするか否かの抽選を行い、抽選結果が大当たりとなった場合には、図柄を変動表示する表示装置に大当たり図柄を停止表示して大当たり遊技を発生させる遊技機がある（例えば、特許文献1）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開2016-26097号公報

10

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、上記特許文献に記載された遊技機では、遊技興趣の低下抑制に未だ改善の余地が残されている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

20

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、遊技興趣の低下を抑制することができる遊技機を提供することにある。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、

所定の抽選の結果に基づいて特典を付与する遊技機であって、

画像を表示可能な画像表示手段と、

該画像表示手段にて行われる演出に関する表示を制御することが可能な演出制御手段と、

遊技者が操作可能な特定操作手段と、を備え、

前記演出制御手段は、

前記特典の付与可能性がないときに行われる特定演出と、

前記特典の付与可能性があるときに行われる特別演出と、を行うことが可能であり、

前記特定演出が開始される以前に前記特定操作手段が操作されなかった場合には、特定時期に前記特定演出の実行を開始し、

前記特定演出が開始される以前に前記特定操作手段が操作された場合には、前記特定操作手段が操作されなかった場合に比べて前記特定演出の実行開始が遅延し得るものであつて、

前記特定演出が実行されているなかで前記特定操作手段が操作された場合には、実行されている前記特定演出を終了させることが可能であり、

前記特別演出が実行されているなかで前記特定操作手段が操作された場合には、実行されている前記特別演出を終了させることなく継続させることが可能であり、

さらに、前記特定演出が行われている状況で前記特定操作手段が操作され、該特定操作

40

50

手段の操作に基づいて前記特定演出が終了されたのちに前記特定演出が再び実行される場合には、該再び実行される前記特定演出は、前記特定操作手段が操作されたことに基づいて終了した時点から再開されるものでなく、最初から実行されるように構成されていることを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

10

本発明の遊技機においては、遊技興趣の低下を抑止することができる。

20

30

40

50